北海道連合海区漁業調整委員会指示第　１　号

北海道沖合海域におけるとどの採捕（生け捕り又は猟銃を使用するものに限る。）について、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、次のとおり指示する。

令和８年８月２５日

北海道連合海区漁業調整委員会
会　長　工 藤　幸 博

１　定　　義

この指示において、「とど」とは、アシカ亜目（アシカ科）のとどをいう。

２　採捕の承認

北海道沖合海域において、とどを採捕しようとする者は、北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

３　承認の手続き

とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるとど採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

４　承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　前年度において、とどに係る委員会の承認を受けた実績を有する者
（２）　試験研究の用に供しようとする者
（３）　その他、漁具被害等の漁業被害を防止するため委員会が特に認めた者

５　承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

（１）　申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
（２）　その他委員会が特に必要があると認めるとき

６　承認数の制限

委員会は、とどの採捕の承認数の最高限度を別に定めるものとする。

７　採捕の期間

採捕の期間は、令和８年９月１日から令和９年６月３０日までとする。

８　採捕数の制限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

９　承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

10　承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

11　採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

12　承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消すことができる。

13　所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

14　報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定める様式により、一週間毎の採捕記録及び採捕の期間終了後３０日以内に採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

15　取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

16　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和８年９月１日から令和９年８月３１日までとする。